

三重県からのお願い

県民の皆様へ



特措法第24条第9項に基づく協力要請

- 大人数や長時間におよぶ飲食は親族間であっても避けて
- 緊急事態宣言対象都県、営業時間短縮要請等エリアへの移動は、生活の維持に必要な場合を除き避けて
- 医療機関、社会福祉施設ほかクラスターが発生しているような施設においては、改めてガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を

県外の皆様へ ～移動について～

緊急事態宣言対象都県、
営業時間短縮要請等エリアにお住いの方

生活の維持に必要な場合を除き、
三重県への移動は **自粛の協力をお願い**

上記以外の地域にお住いの方

お住いの都道府県の移動に関する方針にご留意いただき、
今必要か、延期できないか、**一度立ち止まって検討を**

やむを得ず、三重県に移動される場合は…

移動前から体調管理、懇親会への参加は控えて
体調が少しでも悪い場合は移動を **避けて**